

平成25年5月14日

通知人 草野 利一 様
通知人 土屋 正道 様
上記代理人 弁護士 海 渡 雄 一 様
 弁護士 只 野 靖 様
 弁護士 村 上 一 也 様

総務省総合通信基盤局電波部
電波環境課長

平成25年4月30日付け文書への回答について

みだしの件については、下記のとおり回答します。

記

平成24年11月28日の電波監理審議会において決定案が議決されたところ、当該決定案には、総務大臣に対する要望が付記されており、当該要望に対して、適切に対処していくこととしています。

その要望については、要望事項5にあるとおり

「将来の予防的観点及び技術の導入に対する社会的理解の促進の観点から、P L C機器と他の無線設備の共存がより一層確実に担保されるとともに、可能な限り国際的に整合性のある規格となるように（略）」

とされており、現段階においては、国際的な整合性の基準となる国際標準が存在しないため、C I S P R等の国際機関における審議状況を注視しているところです。

今後の国際標準の内容を鑑み、必要に応じて我が国の技術基準及び測定法に関して検討を開始する予定です。

また、要望事項6には、

「また今後、P L C機器の型式指定の範囲を拡大することの是非を検討する場合にも、以上の点について考慮を尽くすべきである。」

とされていることから、広帯域P L C設備の屋外利用に関する制度整備について電波監理審議会に諮問した際に、これらの検討状況について説明しております。

以上